（信用金庫若しくはその子会社又は信用金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件の一部改正）

第八条　信用金庫若しくはその子会社又は信用金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定義は次の」を「意義は、当該」に改め、同項第二号及び第五号中「第五十四条の二十四第一項」を「第五十四条の二十五第一項」に改める。

第二条中「第五十四条の二十四第三項」を「第五十四条の二十五第三項」に改める。

（信用協同組合若しくはその子会社又は信用協同組合連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件の一部改正）

第九条　信用協同組合若しくはその子会社又は信用協同組合連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定義は次の」を「意義は、当該」に改め、同項第二号及び第五号中「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改める。

第二条中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に改める。

（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件等の一部改正）

第十条　次に掲げる告示の規定中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

一　銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第四号）第一項第二号及び第二項

二　長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第五号）第一項第二号及び第二項

（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二の規定に基づく債権回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第十一条　信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二の規定に基づく債権回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第五十四条の二十四第一項」を「第五十四条の二十五第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第十二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改める。

（従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第十三条　従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

銀行法第十六条の二第十一項及び第五十二条の二十三第十項の規定並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準

第一条第三項中「第十一条まで」を「第十二条まで」に、「又は「従属業務」を「、「従属業務」又は「金融関連業務」に、「又は従属業務」を「、従属業務又は金融関連業務」に改める。

第二条第一項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第五条まで」を「第六条まで」に改め、「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第六条において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条から第六条までの規定中「主として」を削る。

第七条第一項中「主として」を削り、「第十一条まで」を「第十二条まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第十条まで」を「第十二条まで」に改め、「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第十二条において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第八条から第十条までの規定中「主として」を削る。

第十一条中「主として」を削り、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十一条　銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務（規則第三十四条の十八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役職員を含む。以下この条において同じ。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類の金融関連業務を営む会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第十四条　長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

長期信用銀行法第十三条の二第十三項及び第十六条の四第十項の規定並びに長期信用銀行法施行規則第四条の三第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第五条の六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準